

## 日本キャリア教育学会認定キャリア・カウンセラー制度規則

### 趣旨

この制度は進路指導及びキャリア・カウンセリングを通して、国民の教育、労働、福祉の向上に貢献し、進路指導及びキャリア・カウンセリングの進歩と発展に資するため、本学会に属し、進路指導及びキャリア・カウンセリングについての一定の学識と技能を有する会員に対し、日本キャリア教育学会認定のキャリア・カウンセラーの名称を附与し、その資格の認定を行おうとする制度である。なお、キャリア・カウンセラーとは、生徒、学生、成人のキャリアの方向づけや進路の選択・決定に助力し、キャリア発達を促進することを専門領域とするカウンセラーである。

### 第1条 目的

本学会認定キャリア・カウンセラーの資格認定については、本学会認定キャリア・カウンセラー制度規則に基づいて行う。

### 第2条 資格認定

キャリア・カウンセラーの資格認定の業務を行うキャリア・カウンセラー資格認定委員会を理事会内に設ける。

2. キャリア・カウンセラーの資格認定は、キャリア・カウンセラー資格認定委員会が基本的には審査し決定する。ただし、審査結果については、日本キャリア教育学会理事会に報告する。
3. キャリア・カウンセラー資格認定委員会の細則は別に定める。

### 第3条 認定資格

資格認定に必要な要件は別に定める細則による。

### 第4条 キャリア・カウンセラーの研修施設、研修指導

キャリア・カウンセラーの研修施設及び研修指導は、キャリア・カウンセラー認定委員会が認定あるいは承認した施設で同委員会および委員会より委嘱を受けた者が担当する。研修施設の認定及び研修指導キャリア・カウンセラーの認定の方法は別に定める細則による。

### 第5条 認定の申請及び手続き

認定の申請及び手続きは別に定める。

2. 審査料、認定料等は別に定める。

### 第6条 認定証ならびに学会認定キャリア・カウンセラー資格登録証明書（以下「資格登録証明書」と称する）の交付および認定・更新の有効期間等

認定を受けた者は、本学会認定キャリア・カウンセラー名簿に登録される。登録された者には日本キャリア教育学会長より認定証ならびに資格登録証明書を交付する。

ただし、資格認定手続きに関する有効期間は6ヶ月とし、その期間内に資格認定のための手続きを取らない場合は、認定資格は失効する。

2. 認定証ならびに資格登録証明書を交付された後、本学会を退会した者、あるいは有効期限を失効した者は、機関誌に公示するとともに、登録名簿から抹消し、資格登録証明書の返還を求める。
3. 認定について不正が明らかになった場合には、別に定める手続きに従って認定を取り消すことができる。
4. 認定資格の有効期間は認定日より7年間とし、一定の手続きを経て更新することができる。ただし、更新に関する有効期間は、期間終了日より2年間とする。それを超えた場合、認定資格は失効する。

第7条 守秘義務・公示

認定に従事する者、もしくは過去において従事した者はその職責に応じ守秘義務を負う。

2. 会長及び資格認定委員会の長は守秘義務の監督の義務を負う。
3. 資格認定についての公示事項は学会機関誌に公示する。

付則1 本規則は、理事会の議を経て、総会の承認を得るものとする。

- (2) 本規則は、平成4年11月1日より実施する。
- (3) 平成17年3月27日 改定
- (4) 平成19年10月27日 一部改正
- (5) 平成20年10月25日 一部改正

## キャリア・カウンセラー資格認定委員会細則

- 第1条 日本キャリア教育学会認定キャリア・カウンセラー制度規則（以下規則と称する）  
第2条に規定するキャリア・カウンセラー資格認定委員会（以下認定委員会と称する）  
に関する事項は、本細則の定めるところによる。認定委員会の事務局（「資格認定事務局」  
以下事務局と称する）は、本学会事務局内あるいは会長の指定する場所に置くことが  
できる。
- 第2条 資格認定のための審査及びその他の業務は認定委員会が行う。ただし、それに伴う事務  
処理等に関しては、資格認定事務局が取り扱うものとする。
- 第3条 認定委員会の委員の定数は当分の間10名とする。委員は理事または理事の指名した委員  
をもって充て、理事会の承認を得るものとする。委員の任期は4年（理事会において意  
見を求める）とするが再任を妨げない。委員会は定数の三分の二の出席者で成立し、そ  
の議決は出席者の過半数を要する。
- 第4条 認定委員会の長（以下委員長と称する）は委員の互選とする。委員長は職務代理者もし  
しくは代行者として、一人ないし複数の副委員長を指名することができる。
- 第5条 事務局には、事務局長をおき、必要に応じて事務局長は事務職員を雇用することができ  
る。  
2 事務局長は、正会員の中から認定委員会の長が指名し理事会の承認を得る。
- 第6条 理事会、及び認定委員会における資格認定に関する議事は非公開とする。その長及び委  
員は守秘義務を負う。
- 第7条 認定委員会は、審査に合格した者に対し資格認定の決定を行い、その結果を理事会に報  
告する。
- 第8条 認定の業務は予め認定委員会において定める認定業務計画及び資格認定細則に基づいて  
行われる。
- 付則1 認定委員会の委員長、副委員長もしくは委員が資格認定を申し出たときは、理事会の議  
を経て、その認定が終了するまでその職を臨時に停止し、委員長もしくは副委員長また  
は職務代理者が本細則4条に基づいて、委員の補充のための臨時委員を指名すること  
ができる。
- (2) 本細則は、平成4年11月1日より実施する。
  - (3) 平成17年3月27日 改正
  - (4) 平成19年10月27日 一部改正
  - (5) 平成20年10月25日 一部改正

## 認定資格細則

第1条 日本キャリア教育学会認定キャリア・カウンセラー（以下認定キャリア・カウンセラーと称する）制度規則第3条の規定による認定資格は本細則の定めるところによる。

第2条 認定資格の条件は次の(1)～(3)で、各項をすべて充足するものとする。

- (1) 本学会に正会員、名誉会員として引き続き1年以上在会し、会員としての義務を果たし、会員たるにふさわしい者。
- (2) 資格認定の基準を満たし、且つ資格認定のための書類審査および面接試験に合格した者。
- (3) キャリア教育、進路指導、職業指導およびキャリア・カウンセリング等に関する研究論文、事例報告、もしくは実践記録等を有するもの。
- (4) 本学会において研究発表または研修に参加した者。
- (5) キャリア・カウンセラー倫理綱領を遵守できる者。

付則1 本細則は、平成4年11月1日より実施する。

- (2) 平成17年3月27日 改正
- (3) 第2条(3)(4)の評価基準等についてはキャリア・カウンセラー資格認定委員会において定める申し合わせによるものとする。
- (4) 教育職員免許法による「職業指導」の免許状所有者については別途考慮する。
- (5) 平成19年10月27日 一部改正
- (6) 平成20年10月25日 一部改正

# 日本キャリア教育学会認定キャリア・カウンセラー

## 資格認定の基準と手続き

第1条 資格認定申請者は評価基準により 100 点以上の評点を得た上で、面接試験を受けることができる。

第2条 評点は以下の基準で与えられる。以下 B 領域は 20 点以上、C、D 領域は 20 点以上とし、B～F 合計 100 点以上でなければならない。ただし、A 領域は資格認定を受ける上で必修領域とする。

第3条 各領域の配点は、満点を表しており、評価点についてはキャリア・カウンセラー資格認定委員会の判断による。

2 養成研修講座（養成研修基礎講座を含む）における研修内容については、次の 3 分野を定める。

- a 進路指導（キャリア・ガイダンス）、キャリア・カウンセリングの理論
- b キャリア・カウンセリング、個性理解、社会調査に関する演習・実習
- c 産業・職業に関する理解・実際

A キャリア・カウンセラー養成研修基礎講座（以下「基礎講座」と称する。）

(1) 本学会の「基礎講座」（10 時間以上の集中研修講座）の受講ならびに修了時に実施される筆記試験の受験

(条件) 修了時の筆記試験は、基礎講座の研修内容に準じて出題されることから、60 点以上を合格とする。ただし、合格点に達しない場合は、1 回に限り再試験（次回の試験）を認める。

(講座内容例)

- a 進路指導（キャリア・ガイダンス）、キャリア・カウンセリングの理論
  - ①進路指導・キャリア教育概論
  - ②発達の理論
  - ③ガイダンス・カリキュラム
  - ④学級・学校経営
  - ⑤キャリア・カウンセリングの主な理論
  - ⑥キャリア・カウンセリング
  - ⑦その他
- b キャリア・カウンセリング、個性理解、社会調査に関する演習・実習
  - ①キャリア・カウンセリングの進め方
  - ②個別面接
  - ③グループ面接
  - ④事例研究・スーパービジョン
  - ⑤進路指導のための適性検査の種類
  - ⑥適性検査の選び方と活用の方法
  - ⑦その他
- c 産業・職業に関する理解・実際
  - ①若年者を巡る問題と把握
  - ②若年者の職業理解
  - ③キャリア形成支援の方法・手段
  - ④若年者の雇用形態
  - ⑤その他

B キャリア・カウンセラー養成研修講座（以下「養成研修講座」と称する。）

(2) 本学会の「養成講座」への参加

※講師：20点、受講者：10点（1回：2講座につき）

(条件) 基礎講座とは別に、養成講座の受講時間数6時間以上、且つその中で、キャリア・カウンセリング、個性理解、社会調査に関する演習・実習に関する分野（b分野）を必ず選択すること。

(内容例) 養成研修講座は、下記の3分野における基礎講座の内容を踏まえた上で、より高度な知識、新たな知見、最近の環境動向などを含む内容とする。

- a 進路指導（キャリア・ガイダンス）、キャリア・カウンセリングの理論
- b キャリア・カウンセリング、個性理解、社会調査に関する演習・実習
- c 産業・職業に関する理解・実際

C 研究・研修活動

(3) 本学会の「研究大会、セミナー研修講座」への参加並びに本学会地区部会の研究・研修会への参加（1回につき）

※講師：10点、研究発表者：10点、参加者・受講者：5点

(4) 文部科学省、都道府県教育委員会などの主催する進路指導・カウンセリング等の研究会・研修会への参加（1回につき）

※講師：10点、研究発表者：10点、参加者・受講者：5点

(5) 日本進路指導協会、全国中学校進路指導連絡協議会、全国高等学校進路指導連絡協議会等の研究・研修講座への参加（1回につき）

※講師：10点、研究発表者：10点、参加者・受講者：5点

(6) 本学会が認める学会への参加（1回につき）

研究発表者・シンポジスト等：10点（進路指導関連のテーマ）

参加者・受講者：5点

(例)日本カウンセリング学会、日本教育心理学会、日本産業カウンセリング学会、日本心理学会、日本発達心理学会、日本産業カウンセラー協会、日本教育カウンセラー協会など

(7) 大学、大学院、短期大学において「キャリア・カウンセリングに関わる単位を履修した場合、2単位につき10点。なお、同上大学において聴講生・履修生として、同上の単位を履修した場合にも同等の扱いとする。

D 実践研究

※この領域のない者は、A領域の「aキャリア・カウンセリング演習」を必修とする。

(8) 大学・短期大学等でのキャリア・カウンセリングに関わる講義・演習を担当：1年間で10点（進路指導、カウンセリング、生徒指導、特別活動）

(9) 中学校、高等学校における進路指導主事（進路指導主任）及び、各種学校、大学、短大等で進路指導、就職指導を担当：1年につき10点

(10) 学校、教育相談所（センター）、企業あるいは行政機関等の相談機関におけるカウンセリング経験（専任）：1年につき10点

E 研究・執筆活動

(11) キャリア・カウンセリングに関する著書（ただし単著に限る） 40点

(12) キャリア・カウンセリングに関する著書、翻訳書（申請をする者が主として執筆をした部分に対して認定される） 図表を含む4000字以上の場合を5点とし、以降4000字を越えるごとに5点を加算。

(13) 学術誌等に、審査を経て掲載されたキャリア・カウンセリングに関わる研究論文・実践報告 20点 ただし共同執筆の場合は15点

(14) 学校・研究所等の紀要や報告書などに、無審査で掲載されたキャリア・カウンセリングに関わる研究論文・実践報告 10点 ただし共同執筆の場合は5点

(15) キャリア・カウンセリングに関わるテーマで修士論文を執筆し、修士の学位を持つ者 30点

(16) キャリア・カウンセリングに関わるテーマで博士論文を執筆し、博士の学位を持つ者 40点

F 教職免許関係

(17) 教育職員免許法の教職に関する科目「生徒指導・教育相談・進路指導」に関する科目（2単位）履修者：10点

(18) 教育職員免許法の教科に関する科目「職業指導」（4単位）履修者：20点

(19) 教育職員免許法による「職業指導」の免許状所有者：30点

F その他

(20) 文部科学省、都道府県教育委員会等における進路指導、カウンセリング、生徒指導、特別活動等に関する「手引書や指導資料」の作成協力、進路指導・カウンセリング等に関する指導業績や履歴は、その寄与度に応じて10点から20点の範囲で評価が与えられる。

第4条 キャリア・カウンセラー資格認定委員会における申請者に関する書類審査の結果、A領域を除くB～F領域の合計が100点以上の評点を得た者は、面接試験を受けることができる。

（条件）面接試験は、下記に示すキャリア・カウンセラーに求められる能力要件に基づいて2名の面接委員によって行い、面接評価点は70点以上であることを要す。

ただし、評価はキャリア・カウンセラー資格認定委員会が行う。

【必要とされる能力要件】

1. カウンセリングに関する理論を理解し、活用する能力
  - (1) 進路やキャリアに関する理論の理解
  - (2) カウンセリングに関する理論の理解
  - (3) その他
2. カウンセリング・スキルを活用する能力
  - (1) カウンセリング・スキル
  - (2) グループアプローチ・スキル
  - (3) その他
3. 産業・職業の世界を理解し、活用する能力
  - (1) 産業や職業に関する理解
  - (2) 雇用管理や労働条件、労働法規に関する理解
  - (3) 労働市場に関する理解
  - (4) その他
4. 学校や組織に働きかける能力
  - (1) 学校や企業に関する理解
  - (2) 教育プログラムを開発する能力
  - (3) 環境へ働きかける能力
  - (4) その他

第5条 キャリア・カウンセラー資格認定委員会における認定のための面接に合格した者はキャリア・カウンセラーの資格が与えられる。面接は日本キャリア教育学会総会、および研修会、理事会等、年数回行われる。

付則1 平成19年10月27日 一部改正

(2) 平成20年10月25日 一部改正

## 資格認定手続細則

- 第1条 日本キャリア教育学会認定キャリア・カウンセラー制度規則に基づく資格認定を受けようとする者は、審査料を添えて所定の申請書類をキャリア・カウンセラー資格認定委員会（以下「認定委員会」と称する）に提出しなければならない。
- 第2条 認定委員会は、資格認定事務局を通じて認定を希望する者から申請があった時は、速やかに認定業務計画を作成し、それに基づき認定作業のための所定の手続きに入らなければならない。また、認定希望者には認定に関する事項を通知する。
- 第3条 認定委員会における審査、考査等の方法、手続きは認定委員会で別に定める申し合わせによるものとする。
- 第4条 当分の間、審査料は1万円、認定料は3万円とする。
- 第5条 資格認定を受け、認定料を納付した者は本学会認定キャリア・カウンセラー名簿に登録されるとともに、規則第6条による認定証および資格登録証明書の交付を受ける。
- 付則1 本細則は、平成4年11月1日より実施する。
- (2) 平成17年3月27日 改正
  - (3) 平成19年10月27日 一部改正
  - (4) 平成20年10月25日 一部改正



## キャリア・カウンセラー養成研修講座実施細則

### 第1条 趣 旨

日本キャリア教育学会認定キャリア・カウンセラー（以下「キャリア・カウンセラー」と称する）制度規則第4条の規定によるキャリア・カウンセラーの研修施設・研究指導は本細則の定めるところによる。

### 第2条 研修指導者

キャリア・カウンセラー養成研修講座の指導者の人選については、キャリア・カウンセラー資格認定委員会が行う。

### 第3条 研修内容

研修の内容については、本学会作成のテキストを用いる。尚、研修内容（養成研修基礎講座、養成研修講座）については、以下の3分野を定める。

- a 進路指導（キャリア・ガイダンス）、キャリア・カウンセリングの理論
- b キャリア・カウンセリング、個性理解、社会調査に関する演習・実習
- c 産業・職業に関する理解・実際

### 第4条 研修施設

#### 1. 養成研修基礎講座

キャリア・カウンセラー資格認定委員会が、様々な条件を検討した上で決定した会場とする。運営については、キャリア・カウンセラー認定委員会が主として行うが、必要に応じて関係機関との協力の下で行う。

#### 2. 養成研修講座

キャリア・カウンセラー養成研修講座が行われる研究大会、セミナー、地区部会などの会場をもって、会場とする。運営については、キャリア・カウンセラー資格認定委員会が、大会などの実行委員長、地区部会の代表等との協力の下で行う。

#### 3. 会場、日時についてはいずれも機関誌、ホームページ等に公示する。

付則1 平成19年10月27日 一部改正

(2) 平成20年10月25日 一部改正

# 日本キャリア教育学認定キャリア・カウンセラー倫理綱領

## 前文

日本キャリア教育学学会認定キャリア・カウンセラー（以下、認定キャリア・カウンセラー）は、本学会に属し、進路指導及びキャリア・カウンセリングについて一定の学識と技能を有し、生徒、学生、成人のキャリアの方向づけや進路の選択・決定に助力し、キャリア発達を促進することを専門領域とするカウンセラーである。学会員として、日本キャリア教育学学会倫理綱領に則って行動するとともに、進路やキャリアの問題に関わる専門家としての倫理を自覚し、誠実に活動しなければならない。

認定キャリア・カウンセラーがこの綱領に則って活動することを誓い、以下の条項を定める。

## （使命）

第1条 認定キャリア・カウンセラーは、進路指導及びキャリア・カウンセリングを通して、国民の教育、労働、福祉の向上に貢献することを使命とする。

- (2) 認定キャリア・カウンセラーは、生徒、学生、成人のクライアントや対象者に個人的な考え方を押しつけることなく、また進路及びキャリアに関する主体的な選択を損なわないよう配慮し、健全なキャリア発達を促進する。

## （責任）

第2条 認定キャリア・カウンセラーは、進路指導及びキャリア・カウンセリングの専門家としての自覚をもって活動を行い、その結果対して責任を負う。

- (2) 認定キャリア・カウンセラーは、進路指導及びキャリア・カウンセリングの専門家としての言動に対して、責任を負う。

## （研鑽の義務）

第3条 認定キャリア・カウンセラーは、進路指導及びキャリア・カウンセリングの専門家としての使命と責任を全うするため、自己研鑽を積み、必要とされる能力の向上に努める。

- (2) 必要とされる能力とは、「カウンセリングに関する理論を理解し、活用する能力」「カウンセリング・スキルを活用する能力」「産業・職業の世界を理解し、活用する能力」「学校や組織に働きかける能力」をいう。

## （活動の限界）

第4条 認定キャリア・カウンセラーは、自己の有する能力を自覚し、その限界をわきまえて活動を行う。

- (2) 自己の能力の限界や活動範囲をこえる場合には、他の専門家の協力を求め、必要に応じて他の専門家への紹介を行わなければならない。

## （守秘義務）

第5条 認定キャリア・カウンセラーは、専門家としての活動上知り得た個人と組織の秘密を厳重に保持し、正当な理由なく他者に漏らしたり、利用したりしてはならない。

- (2) 正当な理由に基づき、クライアントや対象者の同意を得て情報を開示する場合には、関係者の利益及び幸福や福祉が損なわれないよう配慮しなければならない。

## （倫理の遵守）

第6条 認定キャリア・カウンセラーは、日本キャリア教育学学会倫理綱領及び本綱領を遵守する義務

を負う。

(違反への対応)

第7条 認定キャリア・カウンセラーが日本キャリア教育学会倫理綱領及び本綱領に違反したときは、倫理委員会が検討及び処理を行う。

付 則

この綱領は、平成20年10月26日から1年間は周知期間とし、平成21年10月26日から施行する。